岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

○福岡県行政組織規則の一

部を改正する規則

人

事

課

情報政策課)

 $\stackrel{:}{=}$

○福岡県個人番号の利用及び特定個

人情報の提供に関する条例施

部を改正する規則

○福岡県住民基本台帳法施

行細則 0

部を改正する規則

(市町村支援課)

道路維持課

○福岡県事務決裁規程の一

部を改正する訓令

入 入

事 事

課

茁 五

十六

等をいう。

を設置するための支持柱

課

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

訓

令

(第七号-第十一

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の

部を改正する規則

入 入

事 事

課

十 二

課

<u>+</u> _

入

事

課

应

○福岡県事務委任規則の

部を改正する規則

部を改正する規則

閲覧に関する規則の

○福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面

入

事

課

十二

○福

岡県農業協同組合検査規程の

部を改正する訓令

○ 福

岡県監視服務規程の

部を改正する訓令

(財産活用課) 漁業管理課 団体指導課) 団体指導課

局

○福岡県水産業協同組合検査規程の一

部を改正する訓令

○福岡県森林組合検査規程の一部を改正する訓令

第 令 和 百 年三 月 十 七 十 号 Н

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の

部を改正する

企業局管理課

十八

企業局管理課

十八

福岡県工業用水道管理規程の

一部を改正する規程

増 刊

$\overline{4}$

規程

岡県 部を改正する規則を制定し、ここに公布する

福岡県規則第二十七号

福岡県副知事

大

曲

昭

恵

福岡県知事職務代理

福岡県道路占用料徴収条例施行規則 0) 部を改正する規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則 (昭和五十六年福岡県規則第十九号) 0) 部を次

ように改正する。

五

Ļ 撤去して設けるもの及び架空線のない道路において設けるものをいう。 二十三の項を二十七の項とし、 表 占用した電線類」を「地下占用する電線類 0 別表第二の三の項中 十三の項とし、 同表の十の項中 同表中十三の項を十七の項とし、 ·四の項中 「免除」に改め、 C A T V 同項の次に次のように加える 「昭和六十二年四月一 「条例に定める額に六分の五を乗じて得た額」 「別表第一 を一 十五の項から二十二の項までを四項ずつ繰り下げ、 の四の項_ C A T V + 一の項を十六の項とし、 日以降に既設の架空線を撤去し、 (無電柱化の推進の観点から既設の架空線を を 0 「別表第 に改め、 一の五の項」 同項を同表の十八 十一の項を十五の を削り、 に改 に、 新たに地 め 同 『項を同 0 同 ブ項と 領と 減 表中 同 額

14 で景観に配慮した形状の変圧器、 柱状型機器 (通常の上空に設置する機器に比べ、 電源供給器、 幹線増幅器 小型等 免

除

別表第一 一の九の項の次に次のように加える

規

令和三年三月三十

○福岡県道路占用料徴収条例施行規則の

部を改正する規則

規

則

第

一十七号-第三十四号

目

次

則

道路占用料徴収条例施行規則の

定期発行日 每週火金曜日

12 10 、街灯、標識、旗ざお、幕、アーチ、食事施設、購買施設 物、物件又は施設 物、物件又は施設 物、物件又は施設 で得た額 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類と一体不可分な物 減 額 百分の二 中を乗じ かる額に かる額に かる額に を乗じて得た額 で得た額 に
で乗出の地上機器をいう。) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類と一体不可分な物 で要圧器等の地上機器をいう。) (変圧器等の地上機器をいう。) (変圧器等の地上機器をいう。) (変圧器等の地上機器をいう。) (変圧器等の地上機器をいう。)
額 額 額 額 得を 九 め 条 て 十 百 め 条 た 乗 分 る 例 得 を 分 る 例 得 を 分 る 例
得を九め条 て十百め条 て十百め条 た乗分る例 得を分る例 得を分る例
得を乗りの を乗りの で で で で で の で で の で の で で の で の で で の で の で に で の で に で の の に に で の の に に の の に に に の に の に に に に に に に に に に に に に

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭

恵

福岡県規則第二十八号

福

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

うに改正する。 福岡県住民基本台帳法施行細則(平成十四年福岡県規則第五十六号)の一部を次のよ

第十一条第二項を次のように改める。

同じ。)の生徒又は学生(以下「生徒等」という。)の就学に要する経費を負担すべ同じ。)の生徒又は学生(以下「生徒等」という。)の就学に要する経費を負担する、ら第三学年までに限る。)並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成ら第三学年までに限る。)並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成2 条例別表第二第二号の規則で定める給付金は、私立の高等学校等(高等学校(別科2 条例別表第二第二号の規則で定める給付金は、私立の高等学校等(高等学校(別科2

年政令第百十二号)第一条第一項第一号に規定する保護者をいう。次号において同年政令第百十二号)第一条第一項第一号に規定する保護者等」という。)に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることする。とする。とする。とする。とする。

二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等(当該生徒等が主として他の者の収入じ。)がいる場合 当該保護者

により生計を維持している場合にあっては、当該他の者

改め、 号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「別表第二第四号」を「別表第二第 項を同条第十三項とし、同条第十項中「別表第二第七号」を「別表第二第八号」に改め 学校の高等部」を加え、 項とし、同条第十二項中「別表第二第九号」を「別表第二第一○号」に改め、同項を同 第一一号」に改め、 に改め、 五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項の次に次の二項を加える。 条第十四項とし、 に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「別表第二第五号」を「別表第二第六 同項を同条第十二項とし、同条第九項中「別表第二第七号」を「別表第二第八号」に 第十一条第四項中「、高等学校等」及び「私立の高等学校等」の下に「又は特別支援 同項を同条第十一項とし、同条第八項中 同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「別表第二第一〇号」を「別表第二 同条第十一項中「別表第二第八号」を「別表第二第九号」に改め、同 「(特別支援学校の高等部を除く。)」を削り、同項を同条第十五 同条第十四項中「別表第二第一〇号」を「別表第二第一一号」 「別表第二第六号」を「別表第二第七号

福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」という。)とする。して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金(以下「6 条例別表第二第四号の規則で定める支援金は、私立の高等学校の専攻科の生徒に対

7 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請

収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対す二 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の

る応答

第十二条第四項中「規則で定める支援金」を「高等学校等学び直し支援金」に改め、

科を除く。)、中等教育学校の後期課程(別科を除く。)、高等専門学校(第一学年

条例別表第一の一の項の規則で定める給付金は、

私立の高等学校等

(高等学校

別

次に次の二項を加える。
え、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項のえ、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の「、高等学校等」及び「県立の高等学校等」の下に「又は特別支援学校の高等部」を加

- る支援金(以下「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」という。)とする。 専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給す 条例別表第三の一の項の福岡県立高等学校専攻科修学支援金は、県立の高等学校の
- うって見りで言うな事務は、ようにおりによる。 7 条例別表第三の一の項の福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務で
- 一 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請にあって規則で定める事務は、次のとおりとする。

係る事実についての審査又はその申請に対する応答

入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する一 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正す

条とする。

令和三年三月三十日

る規則を制定し、ここに公布する

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

条とする。

福岡県規則第二十九号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一

部を改正する規則

| 冨岡県見川穹町上丘寺)の一郎と次のようこ女圧上る。| 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成二十八年

福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改正する

第二条第一項を次のように改める。

県私立高校生等奨学給付金」という。)とする。

「福岡以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金(以下「福岡市ごの条、次条第二項第二号、第四条第二項第二号、第八条第一項、第十一条第二項下この条、次条第二項第二号、第四条第二項第二号、第八条第一項、第十一条第二項下この条、次条第二項第二号において「保護者等」という。)に対して、授業料下の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金(以下二十二年法律第十八号)第二条第五号に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下二十二年法律第十八号)第二条第五号に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下二十二年法律第十八号)第二条第五号に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下三十二年法律第十八号)第二条第二号において「保護者等」という。)に対して、授業科学校等就学支援金の支給に関する法律(平成から第三学年までに限る。) 並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成から第三学年までに限る。) 並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成から第三学年までに限る。)

じ。)がいる場合 当該保護者一項第一号に規定する保護者をいう。次号において同年政令第百十二号)第一条第一項第一号に規定する保護者をいう。次号において同生徒等に保護者(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二

により生計を維持している場合にあっては、当該他の者) 二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等(当該生徒等が主として他の者の収入

校の高等部」を加える。第三条第一項中「、高等学校等」及び「私立の高等学校等」の下に「又は特別支援学

第三十一条中「別表第三の七の項」を「別表第三の八の項」に改め、同条を第三十七

第三十条中「別表第三の六の項」を「別表第三の七の項」に改め、同条を第三十六条

とする。

第二十九条中「別表第三の五の項」を「別表第三の六の項」に改め、同条を第三十五

第二十八条中「別表第三の四の項」を「別表第三の五の項」に改め、同条を第三十四

第二十七条中「別表第三の三の項」を「別表第三の四の項」に改め、同条を第三十三

条とする。

条とする

条とする。

第二十六条中「別表第三の二の項」を「別表第三の三の項」に改め、同条を第三十二

一十七条とする。

とする。

一十五条を第三十条とし、 同条の次に次の一条を加える

項の規則で定める情報は、 修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、 金の支給に関する情報とする。 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校専攻科 当該申請を行う者に係る福岡県立高等学校専攻科修学支援 同

第二十四条中「別表第二の一五の項」を「別表第二の一六の項」 に改め、 同条を第

一する。

一十八条とし、同条の次に次の一条を加える

第二十九条 する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。 項の規則で定める情報は、 修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、 条例別表第二の一七の項の規則で定める事務は、 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関 福岡県立高等学校専攻科 同

第二十三条中「別表第二の一四の項」を「別表第二の一五の項」に改め、 同条を第

二十六条とする。

第二十一条中「別表第二の一二の項」を「別表第二の一三の項」に改め、 同条を第

第二十二条中「別表第二の一三の項」を「別表第二の一四の項」

に改め、

同条を第

二十五条とする。 第二十条中「別表第二の一一の項」 を 「別表第二の一二の項」に改め、 同条を第

福

二十四条とする。 第十九条中 「別表第二の 一〇の項」 を 「別表第二の一一の項」に改め、 同条を第

条とする。 第十八条中「別表第二の九の項」を 「別表第二の一○の項」に改め、 同条を第二十二

一十三条とする。

第十七条中 「別表第二の八の項」を「別表第二の九の項」に改め、 同条を第二十一条

第十六条中 「別表第二の七の項」を「別表第二の八の項」 に改め、 同条を第二十条と

応答

する。

する。 第十五条中「別表第二の六の項」を「別表第二の七の項」に改め、 同条を第十九条と

> 第十四条の二中 「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、 同条を第十八

条とする。

する。 第十四条中 「別表第二の四の項」を 「別表第二の五の項」に改め、 同条を第十七条と

第十三条中「別表第二の三の項」 を 「別表第二の四の項」に改め、 同条を第十六条と

第十二条を第十四条とし、 同条の次に次の一条を加える

第十五条 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校専攻科修 の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関す 学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、 る法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。 同項

第十一条を第十三条とする。

する。 学校等」及び「県内の高等学校等」の下に「又は特別支援学校の高等部」を加え、 第二項中「別表第一の一○の項」を「別表第一の一一の項」に改め、同条を第十一条と 第十条第一項中「別表第一の一○の項」を「別表第一の一一の項」に改め、 同条 高等

第十一条の次に次の一条を加える

第十二条 金 の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援 (以下「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」という。) とする 条例別表第一の一二の項の規則で定める支援金は、 県立の高等学校の専攻科

2 条例別表第一の一二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、 その申請に

係る事実についての審査又はその申請に対する応答

 \equiv 入の状況の届出の受理 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収 その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する

第九条中「別表第一の九の項」を「別表第一の一○の項」に改め、 同条を第十条とす

第八条中「別表第一の七の項及び八の項」を「別表第一の八の項及び九の項」に改め

5

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

第七条の二第一項の表男女共同参画推進課の項の次に次のように加える。

増刊④

七の項」

第 187 号

同条を第九条とする

第七条第一項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、

「(特別支援

令和三年三月三十日

学校の高等部を除く。)」を削り、同条第二項中「別表第一の六の項」を「別表第一の

一に改め、 同条を第八条とする。

第六条中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、

同条を第七条とする

福岡県規則第三十号

同条を第六条とする

する。

福岡県行政組織規則

(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正

福岡県副知事

大

曲 昭

恵

福岡県知事職務代理者

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

目次中

第五款

削除 消防学校

「第四款

(七十五条—第七十七条)

を「第四款

消防学校

(第七

十五条―第八十条)」に、

「第六款

工業技術センター

(第百五十三条—第百五十五条)

を「第六款

工業技術

第五条中 「別表第一の四の項」を 「別表第一の五の項」に改め、

第四条中 「別表第一の四の項」に改め、 同条を第五条とする

徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金(

条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対す る応答に関する事務 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の

養護支援係」に改め、

同項第六号の表監視指導課の項を次のように改める。

係」に改め、

同項第五号の表児童家庭課の項中

「児童福祉係」を「児童福祉係

社会的

表情報政策課の項中「開発指導係

センター(第百五十三条―第百六十一条)」に改める。

第七条第二項第二号の表市町村支援課の項中「調整係」を「企画調整係」に改め、

運用係」を「情報管理指導係

庁内デジタル化推進

司

第八款 第七款

削除 削除

福

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十八条 条例別表第三の九の項の規則で定める事務は、福岡県立高等学校専攻科修

の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る福岡県私立高等学校専攻科修学支援

金の交付に関する情報とする。

「別表第一の三の項」を

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 条例別表第一の三の項の規則で定める支援金は、 私立の高等学校の専攻科の生

2 以下「福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」という。)とする。

福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請

学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、

同項

情報政策課

デジタル戦略推進室

第七条の二第

一項の表総合政策課の項の次に次のように加える。

監視指導課

廃棄物指導第一係

廃棄物指導第二係

第七条の二第一項の表文化振興課の項を次のように改める。

文化振興課

九州国立博物館

·世界遺産室

新県立美術館建設室

令和三年四月一日から施行する

この規則は、

火曜日

る。

保健医療介護

ワンヘルス総合推進室

中「普及支援係」を「再生可能エネルギー推進係」に改め、同項の次に次のように加え 第七条の二第 項の表監視指導課の項を削り、 同条第二項の表エネルギー政策室の項

デジタル戦略 戦略推進係 地域デジタル化推進係

第七条の二第二項の表世界遺産室の項を削る。

第十二条第二号イの次に次のように加える。

福岡県庁ワークサポートオフィスに関すること。

第十五条第二号中へを削り、トをへとし、チからワまでをトからヲまでとする。

第十六条から第十九条までを次のように改める。

第十六条から第十九条まで 削除

る。 第二十条の三の三第一号中ハを削り、こをハとし、ホからリまでを二からチまでとす

第二十条の三の四第一号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のよう

に加える。

二 石油コンビナート等災害防止法 (昭和五十年法律第八十四号)の施行に関する

第二十条の四の三第二号を次のように改める。

再生可能エネルギー推進係

第二十条の六を次のように改める。

(市町村支援課の所掌事務)

第七条第二項に規定する企画・地域振興部市町村支援課の各係ごとの所

掌事務は、次のとおりとする

第二十条の六

企画調整係

イ 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)の規定に基づく自衛官の募集に関

すること。

昭和四十七年法律第百三十二号)の施行に関すること。 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

- 市町村振興に係る企画、 調整及び調査に関すること。
- 市町村計画の策定支援に関すること。
- 市町村振興協会に関すること

ホ

- 庶務に関すること。
- 財務会計に関すること。

行政係

イ

地方自治法に規定する市町村、 市町村の組合及び財産区に係る処分等に関する

口 行政書士法 (昭和二十六年法律第四号)の施行に関すること。

市町村に係る地方公務員法に関すること。

住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)の施行に関すること。

ホ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の施行に関するこ

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の施行に関する事務のうち、

他課に属しないこと。

市町村合併の支援に関すること。

チ 市町村、 市町村の組合及び財産区に関する助言、 勧告等(財政運営等に関する

ものを除く。)に関すること。

財政係

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の規定に基づく市町村の地方

交付税に関する事務のうち、他係に属しないこと。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律

第百五十号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

行に関する事務のうち、市町村(公営企業の経営健全化を除く。)に係るものに 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)

関すること。

二 市町村、 市町村の組合及び財産区の財政運営に関する助言、 勧告等に関するこ

几 理財係

イ 及び市町村の組合の地方債に関すること 地方財政法 (昭和二十三年法律第百九号)その他の法律の規定に基づく市町村

口 昭和三十七年法律第八十八号)の施行に関する事務のうち、辺地整備計画に関す 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

二 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務のうち、市町村計画に関する する事務のうち、 公有地の拡大の推進に関する法律 土地開発公社(県の出資に係るものを除く。)に関すること。 (昭和四十七年法律第六十六号)の施行に関

ホ の公営企業の経営健全化に関すること 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する事務のうち、 市町村

地方開発公社の監督に関すること。

1 市町村又は市町村の組合の行う公営企業の経営に関する勧告等に関すること。

チ 市町村振興基金に関すること。

1] 地域総合整備資金の貸付けのうち市町村の貸付けに関すること。

ヌ 市町村の公営企業型地方独立行政法人に関すること。

Ŧi. 税政係

イ 地方交付税法の規定に基づく市町村の地方交付税に関する事務のうち、

係るものに関すること。

口 地方税法の規定に基づく市町村の税に関すること。

地方揮発油譲与税法の規定に基づく市町村に対する地方揮発油譲与税に関する

国有資産等所在市町村交付金法の規定に基づく国有資産等所在市町村交付金に

ホ する特別とん譲与税に関すること。 特別とん譲与税法 (昭和三十二年法律第七十七号)の規定に基づく市町村に対

7

号 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 の規定に基づく国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (昭和三十二年法律第百四

1 自動車重量譲与税法の規定に基づく市町村に対する自動車重量譲与税に関する

チ 航空機燃料譲与税法の規定に基づく市町村に対する航空機燃料譲与税に関する

IJ 林環境譲与税に関すること。 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に基づく市町村に対する森

選挙係

イ

務に関すること。

地方自治法その他の法律に規定する国又は地方公共団体の選挙に関係のある事

福岡県選挙管理委員会との連絡に関すること。

第二十条の八を次のように改める

(情報政策課の所掌事務

第二十条の八 第七条第二項に規定する企画・地域振興部情報政策課の各係ごとの所掌 事務は、次のとおりとする

情報基盤係

共用パソコンの運用管理に関すること。

共用ネットワークの運用管理に関すること。

庶務に関すること (企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室に係るも

0) (公印の管守、職員の服務、文書の収受、 発送、編集及び保存並びに公文書の

開示等に関することを除く。)を含む。)。

るものを含む。)。 財務会計に関すること(企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室に係

情報管理指導係

イ 情報セキュリティに係る事務の総括に関すること。

口 電子県庁に関する事務のうち、情報システムのアウトソーシングに関すること

庁内デジタル化推進係

- 1 庁内のデジタル化推進に関する事務のうち、 他課に属しないこと。
- 口 情報システムの開発の指導に関すること。
- 電子県庁に関する事務のうち、 他課及び他係に属しないこと。

第二十条の九を次のように改める。

(情報政策課デジタル戦略推進室の所掌事務)

第二十条の九 第七条の二第一項に規定する企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略

推進室の各係ごとの所掌事務は、 次のとおりとする。

戦略推進係

イ 施設特定有線一般放送に関すること。 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) の施行に関する事務のうち、 小規模

口 情報化施策の総合企画に関すること。

及び保存並びに公文書の開示等に関すること。 庶務に関することのうち、 公印の管守、 職員の服務、 文書の収受、 発送、 編集

地域デジタル化推進係

1 地域の情報化の推進に関すること。

口 電子市町村の推進に関する事務のうち、他課に属しないこと。

社会保障・税番号制度に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十条の十二から第二十条の十八までを次のように改める。

福

第二十条の十二から第二十条の十八まで 削除

第二十二条第一号リ及びヌ中「九州国立博物館室、 世界遺産室」を「九州国立博物館

世界遺産室」に改める

産室」に改め、第二号を第五号とし、同号の前に次の二号を加える 第二十三条(見出しを含む。)中「九州国立博物館室」を「九州国立博物館

 \equiv 明治日本の産業革命遺産の保存及び活用に関すること。

几 「神宿る島」 宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存及び活用に関すること。

第 一十三条中第一号を第二号とし、

同号の前に次の一号を加える。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

(令 和

一年法律第十八号)の施行に関すること

一十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

のを含む。)」を加え、同条第三号ルを削る。 ルス総合推進室に係るもの 存並びに公文書の開示等に関することを除く。)を含む。 「こと」の下に「(保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室に係るも 第三十一条第一号ハ中「こと」の下に「(保健医療介護部保健医療介護総務課ワンへ (公印の管守、 職員の服務、 文書の収受、発送、)」を加え、 同条第二号口中 編集及び保

第三十一条の二の三第三号中トをチとし、への次に次のように加え、 同条を第三十

条の二の四とする。

関する基本法(平成三十年法律第百五号)の施行に関すること。 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、 心臓病その他の循環器病に係る対策に

二とし、第三十一条の次に次の一条を加える。 第三十一条の二の二を第三十一条の二の三とし、 第三十一条の二を第三十一条の二の

(保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室の所掌事務)

第三十一条の二 第七条の二第一項に規定する保健医療介護部保健医療介護総務課ワン ヘルス総合推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

福岡県ワンヘルス推進基本条例(令和三年福岡県条例第一号)の施行に関するこ

健医療介護部の分掌事務に係るものに関すること。 保健環境研究所に係る試験研究その他の事業の連絡調整に関する事務のうち、 保

三 び保存並びに公文書の開示等に関すること。 庶務に関することのうち、 公印の管守、職員の服務、 文書の収受、 発送、 編集及

第三十一条の三第二号中ホを削り、へをホとする。

·世界遺

第三十一条の七の四第四項中「第一項第二号及び第三号」を「第一項第一号から第五

号まで」に改める。

第二種社会福祉事業(保健医療介護部健康増進課並びに福祉労働部子育て支援課及び障 中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 い福祉課に係るものを除く。)並びに」を削り、 第三十一条の七の六第二号ロ中「同法第二条第二項第二号に規定する第一 (福祉労働部障がい福祉課に係るものを除く。)及び同条第三項第二号に規定する 同号中ニを削り、ホをニとし、 種社会福祉

社会的養護支援係 児童福祉法の施行に関する事務のうち、

- 口 育て支援課及び障がい福祉課に係るものを除く。)に関すること 社会福祉法の施行に関する事務のうち、 里親及び児童福祉施設(福祉労働部子 同法第二条第二項第二号に規定する第
- 労働部子育て支援課及び障がい福祉課に係るものを除く。)に関すること 項第二号に規定する第二種社会福祉事業(保健医療介護部健康増進課並びに福祉 (福祉労働部障がい福祉課に係るものを除く。)及び同条第三
- 平成二十八年法律第百十号)の施行に関すること。 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

加える。 第三十一条の七の十一第三号ハ中 「短時間労働者」の下に「及び有期雇用労働者」を

保存並びに公文書の開示等に関することを除く。)を含む。)」を削り、同号を同条第 物適正処理推進室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の収受、発送、編集及び を含む。)」を削り、 八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える 第三十一条の十の二第八号中「(環境部監視指導課廃棄物適正処理推進室に係るもの 同号を同条第九号とし、 同条第七号中「(環境部監視指導課廃棄 県国民保護協議会の項の次に次のように加える。

第三十一条の十の二に次の二項を加える。 容が著しく不当であつて是正に関し専門的な対応を要するものに関すること。 第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務のうち、 違反行為等の内

2 事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域に関すること並びに前項第八号 び第六号に掲げる事務のうち第八十七条第一項に規定する福岡県北筑後保健福祉環境 及び第九号に掲げる事務とする 監視指導課廃棄物指導第一係の所掌事務は、 前項第一号から第三号まで、 第五号及

3 及び第六号に掲げる事務のうち他係に属しないこと並びに同項第四号に掲げる事務と 監視指導課廃棄物指導第二係の所掌事務は、 第一項第一号から第三号まで、 第五号

第三十一条の十の三を削る

第三十一条の十一第二号に次のように加える。

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例 (令和二年福岡県条例第四十二号

口

保護第二課のうち、

9

の施行に関すること。

同条第三号に次のように加える。 第三十二条の二の三第一号中口及びハを削り、二を口とし、 ホをハとし、へをことし

ベンチャー支援に関すること。

口

第四十三条の三第四号イ中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に

第四十三条の九第二号中へを削り、 ホをへとし、 イから二までを口からホまでとし、 改める。

口

の前に次のように加える

第二章第一節第二款中第七目及び第八目を次のように改める

漁業法の施行に関する事務のうち、

水産資源の保存及び管理に関すること。

第七目及び第八目 削除

第四十四条から第四十九条まで 削除

第六十二条の二を削る。

第六十三条第一号中「、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所」を削る。

第六十五条第一項第一号の表中福岡県石油コンビナート等防災本部の項を削り、 福岡

福岡県石油コン ト等防災 県との連絡並びにその他特別防災区域に係る防災 生した場合における国の行政機関及び他の都道府 災害応急対策の実施に関する指示並びに災害が発 復旧に係る連絡調整並びに現地防災本部に対する おける関係機関が実施する災害応急対策及び災害 情報の収集及び伝達並びに災害が発生した場合に 及びその実施推進並びに防災に関する調査研究、 の規定による石油コンビナート等防災計画の作成 石油コンビナート等災害防止法第二十七条第三項 に関する重要な事項の実施を推進すること。

本部 ビナー

防災危機管理局 総務部 消防防災指導課

第四章第一節中 「第五款 削除」 を削る。

第八十八条第五項中「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の保護課及び」を削

知事が特に必要と認める課」を「保護第二課」に改める。

(1)の表下欄中 第八十九条第一項第三号イ中(5を削り、(6を5とし、7を6)とし、同条第八項第三号 「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄第一号中

米児童相談

里親·施設課 庶務係

所

相談第一課

里親·施設係

号の次に次の一号を加える。 伴う営業並びに第三十号及び第三十二号」に改め、同欄第四号中「前三号」を「前四号 号まで及び第二十三号から第三十四号まで」を「第三十五条第七号、第八号及び第十号 第三十五条第一号の営業のうち大量調理施設 第十二号から第十六号まで及び第十九号の営業、同条第二十五号の営業のうち卸行為を の営業、同条第十一号の営業のうち卸行為を伴う営業又はあん類を製造する営業、 う営業並びに同条第四号から第八号まで、第十一号、 七百五十食以上を提供する施設)に該当する営業、 に改め、同号を第五号とし、同欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第 (同一メニューを一回三百食以上又は一日 同条第三号の営業のうち卸行為を伴 第十三号、第十六号から第二十一 同条

第八十九条第九項第七号ロ2)中「第五項第九号ハ2)」を「第五項第八号ハ2)に改め るために特に重要な工程を管理するための取組が適用される営業 食品衛生法第五十一条第一項第二号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止す

|第九十九条の表中

福岡県福岡 相談第二課 相談第一課 里親・施設課 相談支援係 初動対応係 里親・施設係 企画指導係

児童相談所

児童相談所 福岡県福岡

相談第二課

相談支援係 初動対応係

相談支援係 初動対応係

判定課 保護課

保護課 判定課

> 田児童相談 米児童相談 児童相談所 福岡県宗像 児童相談所 福岡県田川 相談第一 相談第一 保護課 相談支援第一課 保護課 相談第二課 里親·施設課 相談支援第二課 保護課 相談第一課 里親·施設課 里親・施設係 相談支援係 里親・施設係 庶務係 初動対応係 庶務係 一課 課 を

> > 福岡県大牟

児童相談

相談第一課

里親·施設課

相談第二課

保護課

相談支援係 初動対応係

児童相談所 福岡県田

相談第二課

に

相談支援係 初動対応係

所 \mathbb{H}

保護課

里親・施設課

庶務係

改める。

相談第一課

里親・施設係 企画指導係 里親·施設課

児童相談所 福岡県宗像

相談第一課

里親·施設係

保護課

相談第二課

相談支援係 初動対応係

第百条中「及び児童福祉法務専門監」を削る。

域に係るものに関すること」を加え、同項第三号を次のように改める。 のを除く。)」に改め、同号イ(3)及び(4)中「こと」の下に「であつて所長の指定する区 のに関すること」を加え、同号イ2中「事務のうち、他課及び他係に属しないこと」を 「事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること(他課及び他係に属するも 第百一条第一項第二号イ⑴中「こと」の下に「であつて所長の指定する区域に係るも

相談第二課

イ 初動対応係

(1)前号イに規定する事務

П 相談支援係

(1)前号口に規定する事務

初動対応係

- 第百一条第二項第三号イ及び口を次のように改める。
- (1) 前項第二号イに規定する事務
- 口 相談支援係
- (1) 前項第二号ロに規定する事務
- (2)前項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

里親・施設課

第百一条第三項中「及び各係」を削り、

同項各号を次のように改める。

イ 第一項第一号イに規定する事務

第一項第一号口に規定する事務

口

相談第一課

イ 第一項第二号イに規定する事務

口 第一項第二号ロに規定する事務

こと。 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

相談第二課

1 第一項第二号イに規定する事務

第一項第二号ロに規定する事務

口

第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

几 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

第百一条第四項第二号中イ及び口を次のように改める。

イ 初動対応係

(1)第一項第二号イに規定する事務

口 相談支援係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

(2)項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関す

11

ること。

こと。」を削る。 同条第五項第一号イ(3)及びロ(2)中「であつて所長の指定する区域に係るものに関する 第百一条第四項第二号中ハを削り、 同項第三号中イを削り、 口をイとし、 ハを口とし

左官科」を「エクステリア左官科」に改める。 第百十一条の表福岡県立田川高等技術専門校の項及び第百十三条第五項第三号イ中「

第百十四条の表福岡障害者職業能力開発校の項中「建築施工系建築設計科」を削り、

「総合実務科」を「総合実務科 職域開発科」に改める

第百十六条第二号イ中「建築施工系建築設計科、デザイン系商業デザイン科及び総合

実務科」を「デザイン系商業デザイン科、 第四章第四節中「第七款 削除」及び「第八款 総合実務科及び職域開発科」に改める。 削除」を削る。

第百五十六条から第百六十一条までを次のように改める。

第百五十六条から第百六十一条まで

加える。 法律」に改め、同条第四項第一号ホ20中付を向とし、「アを付とし、付の前に次のように 第百六十四条第一項第一号ハ2/イ/中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する

第百六十四条第五項第一号へ2万を次のように改める。 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、 農業用施設に関すること。

前項第一号ホ(2)アに規定する事務

第百六十四条第六項第五号イに次のように加える。

第四項第一号ホ2アに規定する事務

第百八十二条第一号イ中「筑後川下流土地改良事業」の下に「及び筑後川下流地域に

おける湛水減災対策事業」を加える。

第四章中第六節及び第七節を次のように改める。

第百八十八条第三号イ⑴中「豊前甲海区」を「豊前海区」に改める。

第六節及び第七節

第二百七条から第二百三十条まで

第二係」及び「災害道路課」を削り、同表福岡県那珂県土整備事務所の項中「災害事業 第二百三十一条第一項の表福岡県朝倉県土整備事務所の項中 「用地第一係」、 用地

室 を削る。

パス建設室」に改める。 岡県那珂県土整備事務所の災害事業室」を「及び福岡県田川県土整備事務所の国道バイ 第二百三十二条第四項中「、 福岡県田川県土整備事務所の国道バイパス建設室及び福

三項第九号に次のように加える 第二百三十三条第二項第八号ハ中 「福岡県朝倉県土整備事務所又は」を削り、 同条第

整備事務所において受領し、進達してきた申請又は届出に係るもの 第一項第七号ロ、ニ、ホ、リ及びヲに規定する事務であつて、福岡県朝倉県土

第二百三十三条第六項第五号イに次のように加える。

平成二十九年七月豪雨災害関係事業の道路に関すること。

とする。 第二百三十三条第六項第五号中ハを削り、ニをハとし、 ホからトまでをニからへまで

- 第一項第七号ハ及びル」に改め、同条第十項第七号に次のように加える。 第二百三十三条第八項第六号口中 第一項第七号ロ、ニ、ホ、リ及びヲに規定する事務であつて、福岡県京築県土 「第一項第七号ロ、ハ、ニ、ホ、 ル及びヲ」を

IJ,

する。

整備事務所において受領し、 進達してきた申請又は届出に係るもの

第九号を第八号とする。 第二百三十三条第十一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし

第四章第八節中第二款から第七款までを次のように改める。

福

岡

県

公

削除

第二款から第七款まで

第二百三十四条から第二百五十一条まで

削除

同章中第十節を次のように改める。

第十節 削除

第二百五十五条から第二百六十条まで 削除

第二百六十条の二の一 二第二項中「京築児童相談所及び京築児童相談所を除く」を削る

則

十九条第一項第三号イ及び同条第八項第三号ロ(1)の改正規定は、令和三年六月一日から この規則は、 令和三年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の三第二号、 第八

施行する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

令和三年三月三十日

福岡県規則第三十一号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県副知事

大

曲

昭

恵

福岡県知事職務代理者

福岡県職員の職の設置に関する規則 (昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次の

ように改正する。

別表の二 出先機関の表中第十一号の二を削り、

第十一号の二の二を第十一号の二と

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

福岡県規則第三十二号

福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧

に関する規則の一部を改正する規則

福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規

(平成十一年福岡県規則第二十七号) の一部を次のように改正する。

則

第三条中「福岡県総務部人事課」を「福岡県総務部行政経営企画課」に改める。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。 令和3年3月30日 次のように加える

福岡県事務委任規則の一 令和三年三月三十日

部を改正する規則を制定し、ここに公布する

福岡県規則第三十三号

福岡県副知事

大 曲 昭

恵

福岡県知事職務代理者

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 改正する 福岡県事務委任規則 (昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように

条第一項の規定により総務事務厚生課が行う支出負担行為に係る事務を除く」を加え 第十二条第一項第七号中「場合を含む。)」の下に「。ただし、財務規則第八十七

中

号中口をバとし、トからイまでをチから口までとし、同号への次に次のように加える 置市等の長」に改め、 置市等の長が管轄する区域内の居住者については当該者の居住地を管轄する保健所設 轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)、福岡県が管轄する区域内の保健所設 る都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合はその居住地を管 該市長)」を「福岡県が管轄する区域外の居住者については当該者の居住地を管轄す 第二十条第三項第四号口中 「その者の居住地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、当 同号へ中 「福岡県が管轄する区域外に居住する者について」を削 「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、 同

第二十条第四項第一号中ワをカとし、イからヲまでをロからワまでとし、 1 員の質問又は必要な調査に正当な理由がなく協力しない場合において、感染症 特定患者等に対し、 発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるとき、そ 法第十五条第八項の規定に基づき、特定患者等が同条第一項の規定による職 当該質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること。 口の前に

届出を受領すること。 法第八条第一項の規定に基づき、指定成分等含有食品による健康被害情報の

13

同号ワを削る 一十条第六項第四号ト中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改め、

同号ムとし、同号ナの次に次のように加える。 ウとし、同号ラ中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第二項」に改め、同号ラを 中とし、同号ム中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、 をフとし、クからマまでをヤからケまでとし、同号オ中「第十八条の二十六」を「第 二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同号ヰを同号ノとし、同号ウ 十八条の三十一」に改め、同号オを同号クとし、同号ノ中「第十八条の二十五第一項 二項」に改め、同号ナ中「第十八条の十五」を「第十八条の十七」に改め、 を「第十八条の三十第一項」に改め、同号ノを同号オとし、同号中中「第十八条の 項」に改め、 第二十条第十五項第一号へ中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第 「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同号ウを同号 同号ト及びチ中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第 同号ムを同号 同号中ケ

第五十六条第二号イ中 号口に掲げる事項を含むものに限る。)に係る特定粉じん排出等作業について 法第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを 法第十八条の十八第一項の規定に基づき、 「家畜人工授精簿」の下に「、譲渡等記録簿」を、 届出 (第十八条の十五第一項第三 「必要な

の下に「最小限度の」を加える。

第六十六条の二中第一号を削り、

第二号を第一号とし、

第三号を第二号とし、

第四

号を第三号とする。 第六十六条の三中第一号を削り、 第二号を第一号とし、 第三号を第二号とし、 第四

号を第二号とする。

加える。 を加え、 容する管路で、 から(8)まで」を「(1)から(0)まで」に改め、同号二中(9)を(1)とし、(8)の次に次のように 第七十条第三項第一号ニ中「おそれのあるもの」の下に「及び自動運行補助施設」 同号ニ(2)(イ)中 外径○・四メートル未満のものを含む。)」を加え、 「電線等」の下に「(電力、 通信等の用に供するケーブルを収 同号ニ(9)中

(9)利便増進誘導区域内に設ける歩行者利便増進施設等

便増進計画に基づき設置するもの 歩行者利便増進計画の認定を受けた認定計画提出者が、当該認定歩行者利

購入及び職員」に改める。 表第十四項中「職員」を「財務規則第二百三十八条の二第一項本文に規定する物品の第七項中「第二百三十四条第十号」を「第二百三十八条の二第一項本文」に改め、同第799五項中「財務財員第二十四条第五項に財気する場合を除く」」を背で、同盟

第二条 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第三項」に改め、同号中ホを次のように改める。第二十条第四項第一号ロ及びハ中「第六十二条第三項」を「第六十八条第一項又は

可を与えないこと。

「可を与えないこと。

「なり食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業及び魚介類により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業及び魚介類ホ 法第五十五条の規定に基づき、飲食店営業、調理の機能を有する自動販売機

又は第三項」に改め、 第三項」に改め、同号チを同号ルとし、同号ト中「第五十四条」を「第五十九条」に 第一項」を「第六十条第一項」に、 廃止届」を「廃業届」に改め、同号ワを同号カとし、同号中ヲを削り、ルをワとし、 同号力を削り、 第六十八条第一項又は第三項」に改め、同号リを同号ヲとし、同号チ中「第五十五条 ヌを削り、 「第五十二条」を 一十条第四項第一号へ中 同号リ中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第六十二条第三項」を「 同号ワ中「施行細則第十一条」を「施行規則第七十一条の二」に、 「第五十五条」に、 同号トを同号ヌとし、 「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、 「第六十二条第三項」を「第六十八条第一項又は 「第六十二条第三項」を 同号への次に次のように加える。 「第六十八条第一項

チ 法第五十八条第一項の規定に基づき、回収の届出を受領すること。

|項において準用する場合を含む。)。

法第五十七条の規定に基づき、営業の届出を受領すること(法第六十八条第

ホ 法第十条の二第一項の規定に基づき、回収の届出を受領すること。第二十条第四項第十四号中へをチとし、ホをトとし、ニの次に次のように加える。

法第十条の二第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する届出を公表する

十七号とする。 第二十条第四項第十六号を削り、同項中第十七号を第十六号とし、第十八号を第

六十八条第三項」に改める。 改め、同号ハ中「第五十四条」を「第五十九条」に、「第六十二条第三項」を「第第二十三条の二第一号イ及びロ中「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に

第三条 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

条の五」に改め、同号リ中「第二条」を「第二条の十三」に改める。同号チ中「第一条の六第三項」を「第二条の四第三項」に、「第一条の七」を「第二第二十条第六項第四号ト中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改め、

附 則

日から、第三条の規定は令和三年八月一日から施行する。この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は令和三年六月

令和三年三月三十日

福岡県副知事

大曲

昭

恵

福岡県知事職務代理者

福岡県規則第三十四号

部を次のように改正する。福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九号)福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表三二の六の項下欄イ中「福祉資金貸付申請書」の下に「及び口座証明書」を加え

のように改正する。

増刊④ 同欄ラ中

「繰上償還申出書」 を 繰上償還申出 還 届 出 書 に改め、 同欄ム中「第十五条第二

項の繰上償還通知書」を「第十五条第三項の 附 (繰上) 償還通知書」に改める。

則

この規則は、 公布の日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第七号

本 庁

出先機関

る。

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

大 曲 昭 恵

福岡県副知事

福岡県職員の駐在に関する規程 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号)の一部を次

第一 第十八条の三十六第二項」 別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第一号イ中 項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」を「第十八条の二十 に、 「第十八条の十五第一項及び第二項、 「第十八条の三十一第二項」 第十八条の二十三 を

則

八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項」に改める。

この訓令は、 令和三年四月一日から施行する

福岡県訓令第八号

本

先

機 関

庁

岡 県 警 察 本 部

福 出

福

尚 県 教 育 庁

15

福岡県知事職務代理者

令和三年三月三十日

福岡県副知事 大 曲 昭

恵

福岡県事務決裁規程 (昭和四十年三月福岡県訓令第五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正す

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

別表五の注の2中「給料」を「給与支給」に改める。

附 則

この訓令は、 令和三年四月一日から施行する。

福岡県訓令第九号

農林事務所 農林水産部

福岡県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

福岡県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福岡県農業協同組合検査規程(昭和三十九年六月福岡県訓令第二十三号) の一部を次

第四条本文を次のように改める。

のように改正する。

処理の用に供されるものをいう。)を含む。)の検査又はこれらを組み合わせた方法に よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報 検査は、実地の検査、 書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

岡県 議 会事 務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 福

より行うものとする。

第八条第一項中「検査に」を「現物検査に」に改める。

附 則

この訓令は、 令和三年四月一日から施行する

ように改正する。

福岡県水産業協同組合検査規程

(昭和五十五年八月福岡県訓令第七号)の一部を次の

福岡県水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福岡県副知事

大 曲

昭 恵

第二条中「指定した吏員」を「指定した職員」に、

「検査吏員」を「検査員」に改め

福岡県訓令第十号

農林水産部

令和三年三月三十日

福岡県森林組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福岡県知事職務代理者

曲 昭 恵

福岡県副知事

福岡県森林組合検査規程(平成二十年二月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改

福岡県森林組合検査規程の一部を改正する訓令

第四条本文を次のように改める。

県

公

処理の用に供されるものをいう。)を含む。)の検査又はこれらを組み合わせた方法に よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報 より行うものとする 検査は、実地の検査、書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

福

岡

第八条第一項中「検査に」を「現物検査に」に改める。

附 則

この訓令は、 令和三年四月一日から施行する

福岡県訓令第十一号

福岡県水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

農林水産部

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

農林事務所

第四条を次のように改める

第三条中「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第四条 検査は、実地検査、書面 覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ (電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知

これらを組み合わせた方法により行うものとする。 る情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。第十条において同じ。)検査又は

第五条中「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

通知書を交付」に改める。 改め、同条中「検査吏員は」を「検査員は」に、「検査吏員証(様式第一号)及び検査 命令書(様式第二号)を提示」を「検査命令書及び検査員証を提示するとともに、検査 第六条の見出しを「(検査命令書及び検査員証の提示並びに検査通知書の交付)」に

会」を「日本漁船保険組合及び福岡有明海漁業協同組合連合会」に改め、同項を同条第 用漁業協同組合連合会、福岡県漁業信用基金協会」を「九州信用漁業協同組合連合会、 当たっては」に、「行うほか、監事の立会を得るように努めなければならない」を「行 全国漁業信用基金協会」に、「福岡県漁船保険組合及び福岡県有明海漁業協同組合連合 わなければならない」に改め、同条第二項中「検査吏員」を「検査員」に、 三項とし、 第八条第一項中「検査吏員」を「検査員」に、 第七条中「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。 同条第一項の次に次の一項を加える。 「検査にあたつては」を「現物検査に 「福岡県信

2 第九条中「検査吏員」を「検査員」に改め、「(以下「検査員」という。)」を削り 「行つて」を「行って」に改める。 検査にあたっては、できる限り監事の立会を得るように努めるものとする。

第十条の見出し中「取引先」を「関係者」に改め、同条中「検査吏員」を「検査員」

第一号中「立会わせる」を「立ち会わせる」に、同項第四号中「事故のため」を「事由 に により」に改める。 第十一条第一項中 「関係資料」を 「検査吏員」を「検査員」に、 「書面」に改める。

第十二条中「検査員」を「検査員及び第二条ただし書に規定する者」に、 「あたつて

は」を「当たっては」に改める か、役員の参集を求めて」を削り、「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった に、 第十三条第一項中「検査吏員」を「検査員」に改め、 「講評」を「、役員に対して講評」に改め、同項に次のただし書を加える。 「知事が特に指示する場合のほ

3 第十三条第一項中「検査吏員」を「検査員」に改め、同条第に次の一項を加える。 められる重要な指摘事項を記載した検査書を作成させ、当該組合に交付するものとす 合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の運営上是正又は改善の必要があると認 ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更できる。 前項の検査報告書の提出があったときは、当該検査報告書基づき検査員に

ものとする」に改める。 第十五条中「検査吏員」を「検査員」に、「記載しなければならない」を「記載する 第十四条中「検査吏員」を「検査員」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える

(秘密の保持)

第十六条 検査員及び第二条ただし書に規定する者は、検査によって知ることができた 秘密を漏らしてはならない。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

この訓令は、 令和三年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十二号

福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

17

令和三年三月三十日

「一に」を「いずれかに」に、

同項

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令

正する。 福岡県監視服務規程 (昭和三十七年五月福岡県訓令第十一号) の一部を次のように改

第三条の見出しを「(巡視区域等)」に改め、同条第一項中

の配置及び」を削り、同条第二項中「一時間ごとに」を削る。

「班編成を行い、

第四条第一項中「監視長及び」を削る。

第五条中第二項を削る。

第八条を削り、 第九条を第八条とする。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

企 業 局

福岡県工業用水道管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和三年三月三十日

福岡県企業管理者 家 守 良

明

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県工業用水道管理規程の一部を改正する規程

福岡県工業用水道管理規程 (昭和四十二年福岡県企業局管理規程第二号) の一部を次

のように改正する。

第三条様式第一号及び様式第二号中

「靊」を削る。

第七条様式第五号中「⑤」を削る。

則

この規程は、公布の日から施行する

本

庁

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する規程を次のように